

11/9 五種

介護保険料滞納差し押さえ 負担増下 2万人超

（）全員 1571 保険者うち 4割の 661 保険者。差し押さえを受けた 2万 15 78人は 18年度より 260 9人増でした。

自口負担を 3割（一定所得以上は 4割）に引き上げる「給付の減額等」が一方 1 236人となり、厳しいペナルティー（罰則）を強いられています。

厚労省調査

を超えたのは初めてです。
長年の自公政権による給付

介護保険料の滞納によつて預貯金などの財産を差し押さえられた 65歳以上の人

が、2019年度は 2万 1 578人で過去最多を更新

削減で介護保険サービスが受けにくくなる一方、国民

は相次ぐ負担増を強いられています。

そのうち原則 1割負担の層の人は自ら金融機関などで納める必要があり、滞納するケースが生じています。

「償還払い」となったのは 19年度に差し押さえをおこなったのは、市区町村な

したことが厚生労働省の調べで分かりました。2万人

以上受給している場合、65歳以上の人が支払う介護保険料は、年金を年 18万 円以上受給している場合、

19年度に差し押さえをおこなったのは、市区町村な

「一時差し止め」は 56人。高齢者や家族の生活をいつそう圧迫しています。

給付の制限処分を受けた人は、計 1万 338883 人でした。

65歳以上の介護保険料は、年金から強制的に天引き

同 18万円未満という低所得

引き上げが続き、21～23年

度は全国平均で月 6014 円に達しています。自公政

権は 8月から、所得が低い施設利用者の食費・居住費

軽減（補足給付）の対象縮

小・負担増も強行しており、